

令和六年二月二十日提出
質問第四九号

政治活動の自由に関する質問主意書

提出者
山井和則

政治活動の自由に関する質問主意書

岸田総理は衆議院予算委員会で、「政治活動の自由と知る権利とのバランス、さらには、政治活動についても、政党等の政治活動の自由だけではなくして、企業等の政治に対する様々な関与の自由、こういった自由も含めて、バランスをめぐって議論が行われてきた」という主旨の答弁を何度かされています。

そこで以下のとおり、質問します。

一 岸田総理の答弁中、「政党等の政治活動の自由」は、どのような規定を根拠に、どのような自由を保障するものですか。

二 岸田総理の答弁中、「企業等の政治に対する様々な関与の自由」は、どのような規定を根拠に、どのような自由を保障するものですか。

三 「政党等の政治活動の自由」には、政党が寄附を受けた場合、その寄附者の名を明らかにしない自由も含まれますか。含まれるのであれば、どのような規定が根拠ですか。

四 「企業等の政治に対する様々な関与の自由」には、企業等が特定の政党へ寄附をした場合にそれを秘密にすることも含まれますか。含まれるのであれば、どのような規定が根拠ですか。

五 岸田総理の答弁中、「政治活動の自由と知る権利とのバランス（中略）をめぐって議論が行われてきた」とありますが、ここでいう議論は、いつ、どのような場で行われましたか。具体的な日付、会議等の名称、議論の内容を示して下さい。また、その議論の内容が「知る権利を重視すると政治活動の自由が損なわれる」という主旨であれば、「政治活動の自由」にどのような支障が生じるのか、具体的に示して下さい。

右質問する。